

さいたま 市政レポート

VOL.1 冬号

発行元：無所属の会
発行日：2005年1月1日
住所：〒336-0042
さいたま市南区大谷口2423
TEL：048-873-1965
FAX：048-873-3446



ご意見をお寄せください。

doi@doih.net
http://doih.net/

編集・発行責任 土井 裕之
(さいたま市議会議員 無所属の会)

Voice 謹賀新年

どのような新年をお迎えになられたでしょうか。本年もお体にはくれぐれもお気をつけください。昨年は災害の多い年でしたが、新潟の震災で被災された方々は、この寒い中でつらい思いをされている、と思うと心が痛みます。一日も早い復興を祈るばかりです。さてこの度、活動の記録をまとめた「さいたま市政レポート」をお届けします。ご参照いただき、ご意見・ご感想をお聞かせいただければ幸いです。現実政治と理想とのハザマで、試行錯誤をしながらの毎日ですが、一步一步地道に進んでいきますのでご注目いただければ幸いです。

Index

議会報告…………… p2

岩槻市との
合併について…… p3

議員報酬増額の一連の
経緯とそれに対する
私の態度……… p4・5

活動履歴…………… p6・7

情報ファイル……… p8

「民」も「公共」の担い手へ そのために議会・行政がすべきこと

議員となって通算3年半の任期が経過しているが、「市民は市政に関心がない」という職員の嘆き混じりの言葉をたびたび聞く。合併や介護保険の説明会では、当初見込んだ参加者数とのギャップがあった。市議・市長選挙では、いずれも投票率が約50%。2人に1人が貴重な選挙権を放棄していることになる。たしかに「関心がない」という言葉も事実の一面を表している。

しかし、その言葉を安易に発しているものだろうか。議会や行政が、すべき努力を怠っている、とまずは真摯に反省し、やらねばならないことがあるはずだ。

努力が全くなかった、と言うつもりはない。現に3市合併・政令市の荒波を乗り越えて今日まで至っているし、さいたま市政が大きな変化の渦中に身を置いていることも承知している。ただ、政策立案・決定に関わる特別な立場に立っていることを、改めて自問自答すべきである。どんな時代に、誰のために、何のために仕事をしているのか、と。

先日、ある自治体主催のシンポジウムに参加した。約500人の会場は立ち見でも入りきれず、参加者が廊下にあふれ出す光景を見た。職員によると「ほとんどは地元住民です。ただし、動員はしていません」。内容は、改革派の首長たちが自らの構想や実績を語る、という地味なもの。特別な仕掛けがあるわけではなかった。冷静に考えれば、この自治体の市民が特別に高い意識を持っているというよりは、さいたま市でもこうした試みを心待ちにする市民は少なくない、と捉えるべきだろう。機は熟しているのだ。

「公共」の担い手を行政が独占する時代は終わった。これからは「民」（市民・NPO・企業）が活躍する時代だ。生活の多様化や財政の逼迫など、社会の変化からの要請、という背景はあるが、人の役に立つこと、公に貢献することを生きがいとする人たちが増えており、この現実を、前向きに積極的に捉え、新しい公共の姿を描くことが必要だ。

これからの行政職員は、より一層広報・広聴能力を向上させ、「民」による主体的行動を引き出す戦略が必要だ。また、議員は自分の支持者だけを活動の対象とするのではなく、全体の奉仕者として、自らの責任を果たしていかなければならない。

私自身も政策決定の責任を負う議員という立場に立つ者として、以上のことを念頭に置き活動していきたい。

4月

- 4月8日【夜】無所属の会・合宿
- 4月9日【午前～午後】無所属の会・合宿
【夜】行政経営スクール
- 4月13日【午前】岩槻市視察【午後】住基ネット学習会
【夜】合併市民説明会（南区）
- 4月14日【夜】合併市民説明会（緑区）
- 4月15日【午後】政経懇談会「年金」
- 4月16日【午前】合併特別委【午後】無所属の会・会議
- 4月18日【午前～午後】自治体議会政策学会
- 4月19日【夜】市民懇談
- 4月21日【午前】第二産業道路に関する相談
- 4月22日【午後】日経セミナー「道州制」
- 4月23日【午前】合併特別委【午後】議会内合併協議会／無所属の会・会議【夜】行政経営スクール
- 4月26日【午前】無所属の会・会議【午後】総務委員会

5月

- 5月7日【午後】市民懇談【夜】行政経営スクール
- 5月10日【午前～午後】市内視察「西区施設」
「動物愛護センター予定地」他
【夜】東海大「現代民主主義論」①
- 5月11日【午前】合併特別委【午後】政経懇談会「食の安全」
- 5月12日【午後】日経セミナー「地域創造シンポ」
【夜】公民館講座まちづくり指標
- 5月14日【午後】無所属の会・会議
- 5月17日【夜】東海大「現代民主主義論」②
- 5月18日【午前～午後】りそなセミナー「契約」
【夜】市民懇談
- 5月19日【午後】任意協議会・傍聴
- 5月20日【午前】合併特別委
- 5月21日【午後】地域医療特別委／無所属の会・会議
【夜】行政経営スクール
- 5月24日【夜】東海大「現代民主主義論」③
- 5月25日【午後】合併特別委【夜】構想日本フォーラム「食の安全」
- 5月27日【午後～夜】地方自治学習会「上田知事講演」
- 5月28日【午前】議案説明会【午後】無所属の会・会議
- 5月31日【午前】合併特別委【夜】東海大「現代民主主義論」

6月

- 6月1日【午後】都市再生フォーラム
- 6月2日【午前～午後】議会初日
- 6月3日【午後】無所属の会・会議
- 6月4日【夜】行政経営スクール
- 6月7日【午前～午後】議会・一般質問
【夜】東海大「現代民主主義論」④
- 6月8日【午前～午後】議会・一般質問
- 6月9日【午前】議会運営委
- 6月10日【午前～午後】教育市民委

- 6月11日【午前～午後】教育市民委
【午後】無所属の会・会議
- 6月14日【夜】東海大「現代民主主義論」⑤
- 6月15日【午前】議会運営委【夜】市民懇談
- 6月16日【午前～午後】議会最終日
- 6月18日【午後】無所属の会・会議【夜】行政経営スクール
- 6月19日【午後】自治研
- 6月20日【午後】市民懇談
- 6月21日【夜】東海大「現代民主主義論」⑥
- 6月23日【午後】合併特別委
- 6月25日【午後】無所属の会・研修「さいたま市の財政」
／無所属の会・会議【夜】市民懇談
- 6月28日【午前】大阪・応典院視察
【午後】日経セミナー「景観法」
- 6月29日【午後】合併特別委【夜】市民懇談
- 6月30日【午後】市民懇談【夜】構想日本フォーラム「町名」

7月

- 7月2日【午後】無所属の会・会議
- 7月3日【午後】子育てフォーラム
- 7月7日【午前】食育塾
- 7月8日【午前～午後】U.F.J.セミナー「決算書」
- 7月9日【午前】無所属の会・会議
- 7月10-11日 地方議員財政自主研
- 7月12日【午前～午後】みずほセミナー「文書ファイリング」
【夜】市民懇談
- 7月14日【午後】教育市民委市内視察「大砂土東小」
- 7月15日【午後】無所属の会・会議
- 7月16-18日 自治体議会政策学会第六期講座
- 7月17日【夜】自治創造コンソーシアム
- 7月20日【夜】市民懇談
- 7月21日【午前】市民懇談
- 7月22日【午前～午後】臨時議会
- 7月23-24日 全国若手議会の会・竹中大臣講演
- 7月26日【午前】無所属の会・会議
- 7月27日【午後】社会生産性本部「ベンチマーキング」
【夜】がんばろう日本「社会保障」
- 7月28日【午前～午後】社会生産性本部「決算書」
- 7月29日【午前～午後】社会生産性本部「決算書」
- 7月30日【午後】無所属の会・会議
- 7月31日【午後】自治議会政策学会「介護保険」
- 7月31日-8月1日 市民立法機構

8月

- 8月1日【午後～夜】明大ガバナンスシンポ
- 8月2日【午前～午後】みずほセミナー「公益通報制度」
- 8月3日【午前～午後】教育セミナー
- 8月4日【午前～午後】教育セミナー
- 8月5日【午後】合併シンポジウム
- 8月6日【午後】無所属の会・会議
- 8月7日【午後】自治体議会政策学会・環境経済ゼミ
- 8月9日【午前～夜】無所属の会・視察

- 「岐阜県・県民事前処理制度」
- 8月10日【午前～夜】無所属の会・視察
「金沢市・金沢市民芸術村／まちづくり条例／旧町名復活」
- 8月11日【午前～夜】無所属の会・視察
「新潟市・行政評価制度／入札制度改革」
- 8月16日【午前～午後】自治体議会政策学会・介護保険ゼミ
- 8月18日【午前】合併特別委
- 8月20日【午前～午後】みずほセミナー「契約」
- 8月22日【午後】無所属の会・会議
- 8月23日【午前】行政調査【夜】市民懇談
- 8月24日【午後】市民懇談
- 8月25日【午前】議運傍聴
- 8月26日【午前】議案説明会
【午後】明大インターン学生受け入れ
- 8月27日【午後】無所属の会・会議【夜】行政経営スクール
- 8月28日【夜】大谷口細野公園祭り
- 8月31日【午前】9月議会・初日

9月

- 9月2日【午後】無所属の会・会議
- 9月3日【午後】緑のフォーラム
【夜】明大インターン学生打ち上げ
- 9月6日【午後】無所属の会・会議
- 9月8日【午前～午後】議会・代表質問
- 9月9日【午前～午後】議会・代表質問
- 9月10日【昼】無所属の会・会議
- 9月11日【午後】ローカルマニフェスト講演
- 9月15日【午前～午後】教育市民委
- 9月16日【午前～午後】教育市民委【午後】無所属の会・会議
- 9月20日【午後】ローカルマニフェスト委員会
- 9月21日【午後】無所属の会・会議【夜】市民懇談
- 9月22日【夜】市民懇談
- 9月24日【午前～午後】無所属の会・会議
【夜】行政経営スクール
- 9月25日【午後】高次脳機能障害シンポ
- 9月27日【午前】決算委傍聴【午後】時事通信「指定管理者」
- 9月28日【午前～午後】決算委傍聴
- 9月29日【午前～午後】決算委傍聴【夜】東京なつと「認証制度」

10月

- 10月1日【午前～午後】決算委傍聴
- 10月2日【午後】自治体議会政策学会「都市型社会の危機管理」
【夜】財政自主研
- 10月3日【午前～午後】財政自主研
- 10月4日【午前～午後】決算委傍聴
- 10月5日【午前～午後】決算委傍聴
- 10月6日【午前～午後】決算委傍聴
- 10月7日【午後】自治体議会政策学会・環境経済ゼミ
- 10月8日【午前】議会広報委【午後】無所属の会・会議
【夜】行政経営スクール
- 10月12日【午後】合併委【夜】東海大・平和戦略
- 10月13日【午前～午後】9月議会・最終日

- 10月14日【午前～午後】関西学院大「地方交付税」
- 10月17日【午後】自治体議会政策学会・介護保険ゼミ
- 10月18日【午前～夜】太田市視察
「税未納者行政サービス制限／障害者パン屋
／学校経営／ISO導入」
- 10月19日【午前～午後】長野県視察
「ゴミ対策／越境合併／ダム」
【夜】東海大・平和戦略
- 10月21日【午前～午後】野村セミナー「個人情報保護制度」
- 10月22日【午後】無所属の会・会議【夜】行政経営スクール
- 10月25日【夜】市民懇談
- 10月27日【午後】市民懇談
- 10月29日【午後】無所属の会・会議
- 10月31日【午前】消防フェア【午後】障害者まつり
【午後～夜】無所属の会・研修会「議会運営」等



会派「無所属の会」の紹介

私が所属する「無所属の会」は、現在5人の議員で構成されています。単なる無所属議員の集まりではなく、「政策集団」としての色合いを濃くしていきたいと考えており、会議を週に一度もち、議論を尽くし、それぞれが責任ある判断を行なっています。議会内で「与党」「野党」という振り分けがなされる場合がありますが、二元代表制（議員も市長も住民から選挙される制度）の下では、議会は行政に対し、政策決定チェック機能という側面も当然なくてはなりません。このような観点を重視し、私たちは行政に対し、あくまで「是々非々」の立場で対応していきます。今後とも、「無所属の会」の活動に、ご注目いただければ幸いです。詳しい活動の状況は「無所属の会HP」をご覧ください。

http://www.mu7.org/
ginga@mu7.org
tel 048-829-1818 fax 048-825-6963

— 会派所属議員 —

- ・ 斉藤建二（副代表）
- ・ 添野ふみ子
- ・ 土井裕之
- ・ 細川邦子（代表）
- ・ 森永留美子



議会報告

6月定例会・7月臨時議会・9月議会の審議状況を振り返り、主なものを報告します。審議結果は無所属の会HP(ホームページ)、また、詳しい審議内容は、『議会だより』や会議録に掲載されていますので、ご参照ください。また、具体的な説明を必要とする時は気兼ねなくご連絡ください。

6月定例議会

6月2日～16日

- ・議員・市長等の報酬増額等の議案
- ・指定管理者の指定(児童養護施設)
- ・廃棄物の処理及び再利用に関する条例(ゴミの持ち去りの禁止)
- ・岩槻市との合併・法定協議会の設置などを審議

【教育市民委員会の議案外質問】

私の所属する教育市民委員会の議案外質問では、「特別支援教育」への対応状況について質問した。生徒個人に合わせて教育の機会を提供する制度が導入される。さいたま市は調査・研究段階である。

7月臨時議会

- ・合併に伴う電算システムの補正予算を審議。 7月22日

9月定例議会

8月31日～10月13日

- ・平成15年度決算(普通会計・企業会計)
- ・岩槻市との合併議案
- ・議員報酬を元に戻す議案
- ・指定管理者の指定(養護老人ホーム・デイサービス)などを審議

【教育市民委員会の議案外質問】

市民の自主防犯活動における保険制度導入について質問。活動で死亡した場合、見舞金100万円のみが支給される。市行政が市民の自主的な活動の促進を目標とするならば、活動意欲をそがない程度の現実的な保険制度を早期に確立するべき、との質問に対し、市民活動推進委員会で検討されていくとの答弁。

12月定例議会

12月8日～22日(予定)

- ・【専決】市議選南区の補欠選挙
- ・法律に基づく個人情報保護条例の改正
- ・保険衛生会館(仮称)の建設
- ・タワー建設用地取得の補正予算などを審議

■指定管理者制度について

2003年9月、地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入された。公の施設(公民館・文化センターなど)の管理の担い手を、民間に拡充する制度である。行政(もしくは選定委員会)が、総合的評価により選定し、議会の議決により指定する。●これまで公の施設は、法令により「行政の直営」か、行政に準じた団体しか管理できなかった。行政の硬直的・画一的サービスの限界に加え、多様な主体による公共経営により、サービスの質を落とさずに合理化を図る、という行革の流れに制度導入の背景がある。また、競争を前提にして外郭団体を改革する、という側面も含まれている。●この制度は「地方分権の流れを汲んでいる」ともいえる。今後は自治体の意思で管理者を指定することとなる。つまり選定・指定する立場の自治体議会・行政の責任、そして選挙する市民の責任がそれぞれ重くなる、ということである。●課題としては、導入の理由である「市民サービスの向上」と「経費削減」がしっかり行なわれること、選定の際の「透明性の向上」と「公正・公平性の確保」などが挙げられる。また、管理者の管理状況やその団体の運営状況のチェックも課題である。

-----さいたま市での指定状況-----

- 【2月議会】指定管理者の基本条例の設置
- 【6月議会】カルテット(児童養護施設)
- 【9月議会】年輪層(養護老人ホーム) / 原殿園(デイサービス)

※法の規定により、2006年までに公の施設のうち対象施設(約400施設、岩槻市域を含めると約500施設)について、直営か指定管理者かに振り分けられる。

- これまで理解を深めるために参加した研修会は以下の通り。
- 7月10日 全国自治体議員財政自主研
- 8月27日 無所属の会・研修会
- 9月27日 時事通信社主催
- 11月10日 時事通信社主催

●この制度を肯定的に捉えているが、公の施設が、市民サービスの向上などの目的に沿った管理になるよう、しっかりと注視していきたい。



岩槻市との合併について

1 これまでの経緯と合併に対する判断

2003年1月の岩槻市の住民投票で、「さいたま市との合併」が選択されたことが発端。岩槻市からの要請に基づき、任意の合併協議会が2003年7月に設置され、任意協議会、法定協議会、合併特別委員会等で議論が積み重ねられた。●2004年4月には市行政による市民説明会や関係団体役員への意向確認のアンケートが行なわれた。これに対し、無所属の会では、正確な意向確認のため不定数500人の市民を対象として調査した。市実施アンケートと同じ設問を用意したが異なる傾向もあった(当会HP参照)。私はこの結果を最終的な合併の判断の参考にした。●6月議会の法定協議会設置の決議は、「議論を積み重ねることは否定しない」という考えから「賛成」。●7月臨時議会には、「4月1日の合併に間に合わせるためには、正式な合併の決定(9月議会)を待っている間に合わない」との判断から、電算システムの整備に関する補正予算案が提出される。職員の大変さも理解するが、「正式な決定がなされる前に合併を前提とした増額予算を組むべきではない」との判断から「反対」。●9月議会では、廃置分合議案ほか3議案と関係補正予算の議案が審議された。私は「合併は必要ない」「3市合併・政令市の残務整理に支障をきたす恐れがある」の2点を理由に「反対」。結局、議会全体では賛成多数で合併が決議された。●今後、埼玉県議会の決議に基づき、知事により決定され、総務大臣が告示して効力を発する。こうしたプロセスを経て、来年4月1日から岩槻市が行政区として加わることとなる。

2 合併によるさいたま市への影響について

(1) 概要

合併後、さいたま市は行政区10区、人口約118万人、面積217.49k㎡となる。●岩槻市議会議員は、3月31日付を持って27人全員が失職。5月15日(予定)の市長選・市議補和区補選と同時に、7人の議員を選出する選挙が「岩槻区」で行なわれる。●事業は全面的に岩槻市がさいたま市に合わせる。さいたま市民にとってはほとんど変化はないが、岩槻市民にとっては「給付や負担」の面で大きな変化に見舞われる。

(2) 財政

「合併でさいたま市の財政を岩槻市に持っていかれる」との声があるが、私はそうは考えていない。岩槻市の予算規模は年間約60.8億1350万円(平成16年度)であるが、この予算はさいたま市の財布に入る。この財布から確実に岩槻区に配分される予算は、各区に配布される「まちづくり交付金」の約1億円。さらに

事業ごとの予算がつくため、岩槻市域で行なわれる事業に予算がつけられる。ここで考えるべきは政治力学だが、これは圧倒的に現在のさいたま市域のほうが強い。是非はともかく、現実政治の中での予算の綱引きにおいては、岩槻市が優位に立つことは数の上からもありえない。また合併により岩槻側は「自治」をさいたま市に譲り渡すことになる。合併が岩槻側の要請に基づいたものであり、岩槻側から強い主張をするのは難しいだろう。

(3) 地下鉄7号線

「合併により地下鉄7号線の延伸に強い責任を負わねばならない」という意見もある。それを否定はしないが、あくまで埼玉県の事業で、主導権はさいたま市にはない。県が「岩槻駅までの延伸をしない」といえば、構想は打ち切りとなる。「延伸先は大宮駅」との意見もあり、まったく玉虫色。さいたま市が主導するにしても、市内の中心部を走っているわけでもなく、政治力学からみても、そこに財政支出を集中するのは困難だろう。●延伸するならば建設費約700億円+周辺整備約1300億円の合計約2000億円の事業費は、埼玉県とともに現在のさいたま市と岩槻市が分担することとなると言われているが、地方交付税額の削減により、合併特別債による国の補填は事実上当てにならない。よほどの好条件と判断がないと進まないだろう。●延伸の話よりも、運営主体の埼玉高速鉄道の経営のほうが問題だ。この会社は埼玉県と東京

メトロの共同出資でできた第三セクターだが、さいたま市も他人事ではない。さいたま市議会で損失があった場合の補填を約束している。つまり破綻した場合には税金から一定の支出をしなければならぬ。すでに多額の出資もしている。「県の仕事」と任せきりにするのではなく、さいたま市が積極的に経営に関与する仕組みづくりを提案するなど、リスクを回避する努力をすべきだ。

3 プロセスの中での市民の意向反映について

今回の合併の協議過程における市民の意向反映の特徴は、①選挙で争点になっていない、②特定の市民区(区会議・市関係団体役員)への意向確認に終始、③行政によるHPや市民説明会は任意協議会の最中に行なわれた、④マスコミも含めた確かな情報は不足していた、⑤市民からの声も賛成・反対を問わずほとんどなかった、といった点が挙げられる。②についてはさいたま市の「市民との協働」の限界を表していると言える。●合併は、最も住民投票がなじむものだと考えている。もちろん最後は議会が決するという法的ルールは重んじているが、合併は「まちづくり」に大きく関わるもので、行政主導のトップダウンではなく、ボトムアップで決定されることが望ましいと考えている。●ただ、住民投票はタイミングや導入の仕方、内容によっては怖いものとも言える。住民投票は万能ではなく、「何を」「どのタイミングで」「どのように」実施するのか、慎重に検討しなければならぬ。

何も反対することはない、と思われるかもしれませんが、議会での判断においては、周囲の雰囲気には流されず、たとえ一人であっても自分の考えにより判断していくという姿勢で臨んでいます。その考えに基づいた判断であることを、ご理解いただければと思います。今後については、合併の意思決定がなされた以上、考えを切り替えて合併後のスムーズな行政運営に向けて提案・監視をしていきたいと考えています。

議会改革の現状と今後

さいたま市議会で昨年一年間議論され実現した議会改革、今後着手されるであろう改革の内容は以下のとおりです。

●すでに導入された議会改革の状況

- ・ 常任委員会（6つ）での議案外質疑
- ・ 政務調査費の領収書の公開（5万円以上）
- ・ 予算・決算委員会での一問一答方式の導入 など

●検討されている改革内容（議会広報委員会）

- ・ 議会のインターネット放送
- ・ 委員会会議録の公開
- ・ 議会のインターネット中継 など

さいたま市は埼玉県内でも犯罪件数が多く、自主防犯活動も行なわれていますが、毎日のように犯罪が起きています。何よりも自分の身は自分で守ることが基本ですが、情報を事前に得ることにより、犯罪に遭う可能性を低くすることも大切だと考えます。ぜひご活用ください。



●埼玉県：防犯マップ

<http://asp.netmap.jp/sp/>
埼玉県は防犯マップを作成し、HP上で現在の犯罪発生状況を伝えています。自分の地域の状況をぜひご覧ください。

●埼玉県：犯罪被害者給付金制度

埼玉県警察本部警務課
犯罪被害者対策室（048-832-0110）
<http://www.police.pref.saitama.jp/kenkei/>
国でも犯罪被害者支援法が成立し被害者支援にも光が当てられつつあります。

●埼玉県：防犯住宅診断

埼玉県県土整備部住宅課（048-830-5571）
空き巣に強い住宅かどうか、診断を行なっています。

私は、さいたま市議会を舞台にして、「防犯に特化した所管の設置」や「犯罪被害者の支援」、「防犯活動従事者を対象とした保険制度の実施」を提案しています。犯罪対策は警察組織を持つ都道府県が先行しているのが現状です。ご提案などありましたら、ご連絡ください。

ふだん活用している各種情報を掲載しました。

情報ファイル

- さいたま市の基本情報 -----
 - さいたま市政の代表電話 048-829-1111
・受付に用件をお伝えください。
 - さいたま市広報 月一回配布
 - 市議会だよりさいたま 月一回配布
 - さいたま市HP
<http://www.city.saitama.jp/>
・市政一般、区行政、議会会議録、電子会議室、公共施設予約、例規集（条例・規則等）、他
- 行政情報 -----
 - 内閣府 <http://www.cao.go.jp/>
 - 総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
 - 経済財政諮問会議
<http://www.keizai-shimon.go.jp/>
・日本の改革に向けた争点・議論の掲載
 - 全国自治体マップ検索
<http://www.nippon-net.ne.jp/>
・全国津々浦々、話題の自治体を検索！
- 一般 -----
 - 借金時計
<http://www.takarabe-hrj.co.jp/takarabe/clock>
・一秒ごとに借金額が増える！
2004年11月10日20時50分現在
《日本の借金》 703兆9158億7429万円
《家庭の負担》 149万56967円

ご提案 ご意見 ご質問
気兼ねなくご連絡ください

日ごろ、市政に関する提案や意見を市民の方々から伺います。私は「全体の奉仕者」という観点での議員活動を心がけていますが、切迫した生活上の課題や市政改革への提案等、個人的な連絡にも、できる限り対応させていただいています。ご連絡いただいてから調査し、解決の方向を模索します。気兼ねなくご連絡ください。

Eメール : doi@doih.net
FAX : 048-873-3446

※ご連絡いただく際には、できればお名前とご連絡先をご明記ください。プライバシーには十分に配慮することをお約束します。追って返信いたします。

ご連絡いただいた主な項目

- ・ 市民体育館の公平な使用
- ・ 学童保育室の拡充
- ・ 下水道の清掃
- ・ 障害者団体の集会への参加
- ・ 高次脳機能障害への取り組み
- ・ 浦和競馬場での花火大会の再開
- ・ 乳幼児医療費の所得制限の見直し
- ・ マンションの管理・改修
- ・ 保育園の入所状況
- ・ 高速道路建設の際の地盤沈下等の発生
- ・ 子育て支援策の情報取得
- ・ 学区の見直し など

議員報酬増額の一連の経緯とそれに対する私の態度

6月のさいたま市議会において、議員報酬の増額が決定されました。私自身の待遇にも関わることであり、今後の活動への影響を踏まえ、考えに考え、判断を積み重ねてきました。ご参照ください。

報酬増額前 621,000円 (内、所得税 29,840円・議員共済 80,600円)
報酬増額後 850,000円
報酬減額後 807,500円 (内、所得税 56,540円・議員共済 80,600円)

① 増額までの経緯とその判断 (無所属の会の判断)

3市合併時の約束に基づき、昨年12月の議会で、議会から増額する・しないに関わらず、「早期にさいたま市特別職報酬等審議会(以下、報酬審議会)を設置し、政令市の議員としての報酬等を議論すべき」という提案がなされた。今年2月の広報で公募委員2名が募集され、3月から4月にかけて、5回の報酬審議会が開催された。その模様はさ

いたま市HPで公開されている。4月末に「答申書」が市長に提出され、市長が6月議会に議案として報酬等の増額案を提案した。増額などの内訳は、報酬審議会の答申通りであった。●6月議会に提出された議案、また9月議会に議員から提出された議案に対し、表の通り判断した。

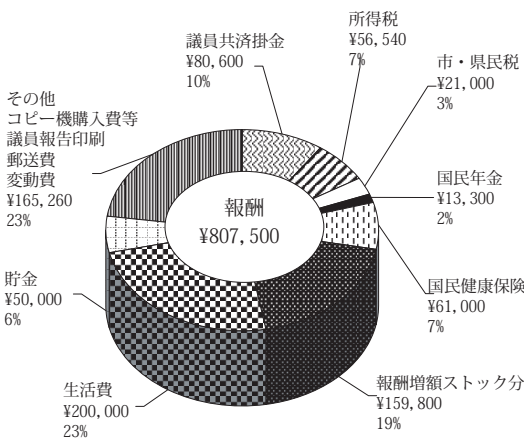
	提出	判断	結果	判断の理由	
A	6月議会 議員報酬 値上げ議案	市長	反対	賛成多数	報酬審議会の答申は尊重するが、現議員の任期中の増額は控えるべきであり、「政令市となったから増額する」と言うだけでは説明不足という考えから反対
B	6月議会 [A]に対する 減額議案	議員 多数	賛成	賛成多数	[A]が議案として通ってしまった以上、報酬審の「特段の措置」の形として、減額する姿勢を示す必要がある、と[B]には賛成
C	9月議会 報酬を元に 戻す議案	共産党 議員団	反対	反対多数	6月議会で減額の決定に賛成しており、一貫性から反対。

② 減額条例について

(無所属の会の判断)

増額前が62万1000円、増額の本条例が85万円、それを減額する条例で80万7500円と推移して現在に至っている。反対した「本条例」が決定され、残された選択肢として、報酬審議会の言う「特段の措置」としての減額を、どの位の金額でどのくらいの期間行なうのか、この点が焦点となった。議会内で議論を繰り返して、結論として「約5万円の減額」を「来年3月まで(今年7月〜)」行なうことに落ち着いた。●このような経緯から減額条例に賛成し、これに責任を負う立場となった。これが9月の「元に戻す議案」に反対をする根拠となる。「減額議案も反対すべきだ」との意見もあったが、議会は合議機関であり、考えの異なる議員同士の議論の中でなるべく減額を引き出すというのが、私たち無所属の会の立場であり、①減額幅は元の額、もしくはそれに近い額、②今任期中なるべく長い期間、という考えで議論の場に臨んだもので、会派を挙げて努力をしてきたことを記したい。●今後、無所属の会では議会で積み残された協議内容の減額期間の3月以降の延長について、任期中の減額の延長を念頭に協議に臨む予定だ。

1カ月の支出内訳 (例: 2004年10月)



プール金のこれまで【費用弁償+期末手当+報酬増額分】

費用弁償: 議会や委員会に出席すると1日5000円支給される。
期末手当の加算措置: 民間のボーナス支給割合を役職段階別に区別するしくみで、公務員の期末手当の算定においても適応され、議員についても20%相当の加算が行なわれている。
計算式: (月額 + 月額の20%) × 3.3月数

プール金合計額: 142万2319円 (2004年11月1日時点)

③ 今後の課題

① 報酬審議会の常設・定例化 (無所属の会の見解)

議員報酬を議員自身が決めていた昭和30年代、のきなみ増額されていくことに世論が厳しい意見を投げかけ、第三者に決定を委ねる、と報酬審議会が設置された。無所属の会では、この歴史的経緯を重視。その待遇を受ける者が、その額を決定するというシステムは、市民に理解を得にくい。当面は、報酬審議会による決定が妥当だろう。こうした考えから、「答申は尊重する」とこととした。●報酬審議会の開催自体が増額を前提としたお手盛りではないか、という意見については、先日の埼玉県の報酬審議会が、助役等の報酬額の「減額」を答申した例もあり妥当ではない。ただ報酬審議会が不定期開催で、委員が非常勤となっている点が「恣意的な開催ではないか」疑いの余地を与えている。そこで無所属の会では、報酬審議会の「常設化」「定期開催(年1回)」を提案している。●実は、地方議員の報酬とは何か、が明確にされていない。議員報酬の根拠は、人口規模や自治体の財政状況などであり、全国の地方議員の報酬がそれぞれの規模に応じて決められているのが現状である。さいたま市は他の政令指定都市の議員と同規模の報酬にするべき、という話はここから来ている。来年の年明けに「地方制度調査会」(首相の諮問機関)では、地方議員の報酬についての議論を行なう予定だが、さいたま市でも報酬審議会「議員報酬とは何か」という議論も行なうべきだ。

② 主体性ある議会への改革 (土井の見解)

誤解を恐れずに言えば、私は報酬が高いか低いか、は本質的な議論ではないと考えている。そもそもさいたま市議会ほど多様な議会であるべきなのか、また、地方分権の時代にふさわしい議会とは何か、という観点からの議論こそ必要である。●報酬増額議案に対する世論の反応は、「議員がきちんと仕事をしていない」という感情が根底にあるように思えてならない。なぜ市民からそう見えるのか、といえば、私は議員が行政職員に依存しているからではないかと考えている。議会は「政策決定」「行政監視」機関という要素を持つ。行政と故意に対立する必要はないが、近すぎて緊張感を失ってもいけない。適切な関係性があるはずだ。議会が行政を向いて運営されているのではないかと、という印象を持つことがしばしばある。政策立案や行政のチェックを積極的に行なうなど、住民に対し責任を負う、主体性ある議会に変わらねばならない。●忘れてはならないのは、選挙を通じて有権者から選ばれた議員が構成する議会という場で、議員報酬増額の件が決定された、という事実である。議員を選ぶのは有権者であり、有権者こそが改革の鍵を握っている。とすれば、選挙の機会は無効な議会改革の場であるといえる。有権者による大局的な見地からの判断・行動こそが、主体性ある議会への改革を進める原動力となる。

④ 土井自身の増額分についての対応

結果として、議会全体の意思としては、増額をすることを決定したことに変わりない。とすれば、私自身が自分の増額分への姿勢を問われることとなる。私は右枠内のように対応することを決めた。

- ①私の増額分は、「プール金」(仮称)に入れる。
- ②「プール金」は、原則として任期終了後に市政に貢献する形で使用。
- ③使用については、公選法等に配慮しながら、HPなどで公開を前提として行なう。

選挙時に「議員は身を削るべき」と掲げた立場であることを考慮するとともに、今後、厳しい財政運営の中で、大胆な行財政改革を提案していくという議員活動を念頭に置いた判断によるものである。●「プール金」は、自由に使用できる費用ではなく、市政に貢献するという一定の縛りの中で使用するという位置づけのもので、原則的に任期中には使用しない。ただ、先日の新潟中越地震に対し、さいたま市の募集する市民義援金として「10万円」を拠出した(さいたま市選挙管理委員会に「公選法の寄付行為には当たらない」との確認済み)。今後も、このような緊急時には支出したいと考えている。い

ずれにしても「プール金」の状況は随時、HPなどで公開していくことをお約束したい。●「供託をしたらどうか」という意見も伺っている。供託とは、法務局に一時的に預ける行為で、全国の地方議員の中には費用弁償等で供託制度を利用している議員が実際に存在し、供託ができないわけではない。ただ、供託したお金は、法務局が2年間管理した後に時効が成立し、「国の財政に没収」されることとなる。私は、さいたま市民の税金で私に支出されたお金は、さいたま市民に還元するのが筋であると考えているので、「プール金」に組み入れるという方法をとっている。

以上が私の報酬増額に対する態度です。私自身の力不足をお詫びするとともに、今後については、地道ではありますが、上記の方向で議会改革を提案していくことをお約束し、皆さんのご意見に応じていくことを記して結びたいと思います。ご不明な点がございましたら、気兼ねなくご連絡ください。